

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定 人材政策室 1頁

告 示

三重県教育委員会告示第24号

三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第27条第1項の規定により、本人が口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定めます。

平成21年5月7日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

試験等の名称	開示をする内容	期 間	場 所
県立高等学校入学者選抜	前期選抜及び特別選抜については、 1 調査書の「各教科の学習の記録」欄の各教科別の「第3学年」の評定 2 面接、「自己表現」、作文、小論文、学力検査、総合問題、実技検査の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格内定通知日から起算して1週間	受検した高等学校
	後期選抜については、 1 学力検査の各教科別の得点及び実技検査の得点 2 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定 3 面接、「自己表現」、作文の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格発表日の翌日から起算して1週間	受検した高等学校
公立学校教員採用選考試験	試験項目ごとの得点、適性検査の判定及び合否判定	1次、2次選考各合格発表の日から1年間	情報公開・個人情報総合窓口 (三重県栄町庁舎)
三重県立学校長採用選考試験	第1次選考試験の不合格者に第1次選考試験の4段階に区分した総合判定結果 第2次選考試験の不合格者に第1次選考試験及び第2次選考試験の4段階に区分した総合判定結果	各選考の合格発表日から1年間	情報公開・個人情報総合窓口 (三重県栄町庁舎)

附 則

- この告示は、告示日以降に実施する試験等から適用する。
- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定（平成19年三重県教育委員会告示第29号）は、廃止する。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社